

重要事項説明書（短期入所療養介護）

1. 事業所の概要

（1）事業所の名称等

- ・事業所名 前原整形外科リハビリテーションクリニック
- ・開設年月日 令和2年8月1日
- ・所在地 愛知県大府市北崎町五丁目55番地
- ・電話番号 0562-44-5505 ・ファックス番号 0562-44-3534
- ・管理者名 理事長 野村 知抄 管理者 前原 秀紀
- ・介護保険指定番号 短期入所療養介護（2374201248号）

（2）短期入所療養介護の目的と運営方針

要介護状態となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身の機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図ることを目的とします。

また、利用者一人一人の個性を尊重し、個別の生活設定を行いながら、利用者自身の意思で選択できる生活を送っていただくよう努めて参ります。

（3）施設の職員体制

- ① 管理者（医師） 1人
- ② 医師 1人
- ③ 看護職員又は介護職員 7人以上（常勤換算）
- ④ 理学療法士 4人以上（常勤換算）
- ⑤ 管理栄養士 0.1人以上（常勤換算）

（4）利用定員等

定員 19名

療養室 4人室 3室 個室 7室

*個室の利用には、別途料金をいただきます。

2. サービス内容

- ① 短期入所療養介護計画の立案
- ② 食事（*食事は原則として食堂でおとりいただきます。）
朝食 8時00分～ 昼食 12時00分～ 夕食 18時00分～
- ③ 入浴（一般浴槽のほか入浴に介助を要する利用者には特別浴槽で対応します。ただし、利用者の身体の状態に応じて清拭となる場合があります。）
- ④ 健康管理
- ⑤ 介護（退所時の支援も行います）
- ⑥ 機能訓練（生活リハビリ、レクリエーション）
- ⑦ 相談援助サービス
- ⑧ 利用者が選定する特別な食事の提供

⑨ 理美容サービス（予約制）

⑩ その他

*これらのサービスのなかには、利用者の方から基本料金とは別に利用料金をいただくものもありますので、お気軽にご相談下さい。

3. 協力医療機関等

当事業所では、下記の医療機関に協力いただいております。

- ・ 協力医療機関
 - ・ 名 称 共和病院
 - ・ 住 所 大府市梶田町 2-123
 - ・ 名 称 小嶋病院
 - ・ 住 所 東海市大田町後多 97
- ・ 協力歯科医療機関
 - ・ 名 称 村井歯科医院
 - ・ 住 所 半田市岩滑中町 1-80-4

4. 事業所利用に当たっての留意事項

- ・ 面会は、曜日、祝祭日を問わず 13 時 00 分から 19 時 00 分までです。なお、新型コロナウイルス感染症等のため、制限を設けることがあります。
- ・ 飲食物等の持ち込みは前以って従業者にご相談下さい。
- ・ 喫煙、飲酒は禁止します。
- ・ 事業所内では、貴重品や多額の現金を所持しないようにして下さい。
- ・ 事業所内にペット、火気及び危険物等は禁止します。
- ・ 設備、備品は本来の用法に従ってご利用ください。これに反したご利用により破損等が生じたときは、賠償していただくことがあります。
- ・ 営利行為、宗教の勧誘、金銭の貸し借り、賭博等違法行為、その他の迷惑行為等は禁止します。

5. 非常災害対策

- ・ 防災設備 スプリンクラー、消化器、消火栓等
- ・ 防災訓練 年 2 回
- ・ 法定点検 年 2 回（業者委託）

6. 要望及び苦情等の相談

当施設には生活相談の専門員として生活相談員が勤務していますので、お気軽にご相談下さい。

（電話 0562-44-5505）

また、要望や苦情なども、生活相談 担当者 島峰麻未迄お寄せいただければ、速やかに対応いたします。そのほかにも、ラウンジに備え付けてあります「ご意見箱」をご利用ください。なお、下記に苦情や相談等を申し出ることもできます。

愛知県国民健康保険団体連合会 介護保険課内 苦情相談室

（電話 052-971-4165）

知多北部広域連合

（電話 052-689-2263）

東海市しあわせ村 高齢者支援課

（電話 052-689-1600）

大府市役所 高齢障がい支援課

（電話 0562-45-6289）

豊明市役所	長寿課	(電話 0562-92-1261)
緑区役所	福祉課	(電話 052-625-3964)
知多市役所	長寿課	(電話 0562-33-3151)
東浦町役場	ふくし課	(電話 0562-83-3111)
刈谷市役所	長寿課	(電話 0566-62-1013)

その他 (利用者保険者)

市町村名 _____

電話 _____

7. その他

当事業所についての詳細は、パンフレットを用意してありますので、ご請求下さい。

重要事項説明書（短期入所療養介護）

1. 事業所の概要

(1) 事業所の名称等

- ・事業所名 前原整形外科リハビリテーションクリニック
- ・開設年月日 令和2年8月1日
- ・所在地 愛知県大府市北崎町五丁目55番地
- ・電話番号 0562-44-5505 ・ファックス番号 0562-44-3534
- ・管理者名 理事長 野村 知抄 管理者 前原 秀紀
- ・介護保険指定番号 短期入所療養介護（2374201248号）

(2) 短期入所療養介護の目的と運営方針

要介護状態となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身の機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図ることを目的とします。

また、利用者一人一人の個性を尊重し、個別の生活設定を行いながら、利用者自身の意思で選択できる生活を送っていただくよう努めて参ります。

(3) 施設の職員体制

管理者（医師） 1人

② 医師 1人

③ 看護職員又は介護職員 7人以上（常勤換算）

④ 理学療法士 4人以上（常勤換算）

⑤ 管理栄養士 0.1人以上（常勤換算）

(4) 利用定員等

定員 19名

療養室 4人室 3室 個室 7室

*個室の利用には、別途料金をいただきます。

2. サービス内容

① 短期入所療養介護計画の立案

② 食事（*食事は原則として食堂でおとりいただきます。）

朝食 8時00分～ 昼食 12時00分～ 夕食 18時00分～

③ 入浴（一般浴槽のほか入浴に介助を要する利用者には特別浴槽で対応します。ただし、利用者の身体の状態に応じて清拭となる場合があります。）

④ 健康管理

⑤ 介護（退所時の支援も行います）

⑥ 機能訓練（生活リハビリ、レクリエーション）

⑦ 相談援助サービス

⑧ 利用者が選定する特別な食事の提供

⑨ 理美容サービス（予約制）

⑩ その他

*これらのサービスのなかには、利用者の方から基本料金とは別に利用料金をいただくものもありますので、お気軽にご相談下さい。

3. 協力医療機関等

当事業所では、下記の医療機関に協力いただいております。

- ・ 協力医療機関
 - ・ 名 称 共和病院
 - ・ 住 所 大府市梶田町 2-123
 - ・ 名 称 小嶋病院
 - ・ 住 所 東海市大田町後多 97
- ・ 協力歯科医療機関
 - ・ 名 称 村井歯科医院
 - ・ 住 所 半田市岩滑中町 1-80-4

4. 事業所利用に当たっての留意事項

- ・ 面会は、曜日、祝祭日を問わず 13 時 00 分から 19 時 00 分までです。なお、新型コロナウイルス感染症等のため、制限を設けることがあります。
- ・ 飲食物等の持ち込みは前以って従業者にご相談下さい。
- ・ 喫煙、飲酒は禁止します。
- ・ 事業所内では、貴重品や多額の現金を所持しないようにして下さい。
- ・ 事業所内にペット、火気及び危険物等は禁止します。
- ・ 設備、備品は本来の用法に従ってご利用ください。これに反したご利用により破損等が生じたときは、賠償していただくことがあります。
- ・ 営利行為、宗教の勧誘、金銭の貸し借り、賭博等違法行為、その他の迷惑行為等は禁止します。

5. 非常災害対策

- ・ 防災設備 スプリンクラー、消火器、消火栓等
- ・ 防災訓練 年 2 回
- ・ 法定点検 年 2 回（業者委託）

6. 要望及び苦情等の相談

当施設には生活相談の専門員として生活相談員が勤務していますので、お気軽にご相談下さい。

（電話 0562-44-5505）

また、要望や苦情なども、生活相談 担当者 島峰麻未迄お寄せいただければ、速やかに対応いたします。そのほかにも、ラウンジに備え付けてあります「ご意見箱」をご利用ください。なお、下記に苦情や相談等を申し出ることもできます。

愛知県国民健康保険団体連合会 介護保険課内 苦情相談室

（電話 052-971-4165）

知多北部広域連合

（電話 052-689-2263）

東海市しあわせ村 高齢者支援課

（電話 052-689-1600）

大府市役所 高齢障がい支援課

（電話 0562-45-6289）

豊明市役所	長寿課	(電話 0562-92-1261)
緑区役所	福祉課	(電話 052-625-3964)
知多市役所	長寿課	(電話 0562-33-3151)
東浦町役場	ふくし課	(電話 0562-83-3111)
刈谷市役所	長寿課	(電話 0566-62-1013)

その他 (利用者保険者)

市町村名 _____

電話 _____

7. その他

当事業所についての詳細は、パンフレットを用意してありますので、ご請求下さい。

居宅療養管理指導・介護予防居宅療養管理指導 重要事項説明書

1 事業者（法人）の概要

事業者名	医療法人 利靖会
所在地	〒470-1141 豊明市阿野町西ノ海戸 16-1
代表者	理事長 野村 知抄
連絡先	電話：0562-92-1170 FAX：0562-93-0316

2 事業所の概要

(1) 事業所の名称等

事業所名	前原整形外科リハビリテーションクリニック	
所在地	〒474-0002 大府市北崎町 5-55	
連絡先	電話：0562-44-5505 FAX：0562-44-5515	
指定年月日・事業所番号	平成 27 年 9 月 1 日	2314200946
管理者名	前原 秀紀	
事業実施地域	大府市、豊明市、刈谷市、知立市、東海市（一部地域を除く）	

(2) 事業の目的及び運営の方針

目 的	居宅療養管理指導
運営方針	通院が困難な利用者に対して、利用者がよりよい居宅療養が行えるように、医師が利用者の居宅を訪問して行う計画的かつ継続的な医学的管理を行う。さらに、居宅介護支援事業者その他の事業者に対する居宅サービス計画の策定等に必要な情報提供（利用者の同意を得て行うものに限る）並びに利用者若しくはその家族等に対する居宅サービスを利用する上での留意点、介護方法等について指導および助言を行います。

(3) 診療日及び診療時間

診療日	毎週木曜日
診療時間	13 時 30 分～14 時 30 分

※祝日、年末年始（12 月 29 日～1 月 3 日）、天災時は診療していません。

(4) 事業所の職員体制

職種	常勤
医師	2 名

3 サービスの内容と費用

(1) サービスの内容

居宅療養管理指導又は介護予防居宅療養管理指導（以下「居宅療養管理指導」という。）の種類	内 容
1 医師が行う 居宅療養管理指導	1 通院が困難な利用者に対して、利用者の居宅を訪問して行う計画的かつ継続的な医学的管理（歯科医学的管理）に基づいて、居宅サービス計画の策定等に必要な情報提供を行います。利用者、家族等に対する居宅サービスを利用する上での留意点、介護方法等についての指導、助言を行います。 2 利用者、家族に対する指導又は助言については、文書等の交付により行うよう努めます。 3 文書等により指導、助言を行った場合は、当該文書等の写しを診療録に添付する等により保存し、口頭により指導、助言を行った場合は、その要点を記録します。 4 利用者の居宅サービス計画作成等について必要な情報を、介護支援専門員等へ情報提供します。

(2) 費用

ア 利用料

介護保険の適用がある場合は、原則として提供された居宅療養管理指導費の1割又は2割又は3割（一定以上の所得のある方）が利用者の負担額となります。

<医師が行う場合（月2回）>（要支援1・2の方）

内容	利用者負担	
介護予防 居宅療養管理指導費（Ⅰ）	(1) 単一建物居住者1人に対して行う場合 (515単位)	1割 515円
		2割 1,030円
		3割 1,545円
	(2) 単一建物居住者2人以上9人以下に対して行う場合 (487単位)	1割 487円
		2割 974円
		3割 1,461円
	(1)及び(2)以外 (446単位)	1割 446円
		2割 892円
		3割 1,338円
介護予防 居宅療養管理指導費（Ⅱ） (在宅時医学総合管理料又は 施設入居時医学総合管理料を 算定する場合)	(1) 単一建物居住者1人に対して行う場合 (299単位)	1割 299円
		2割 598円
		3割 897円
	(2) 単一建物居住者2人以上9人以下に対して行う場合 (287単位)	1割 287円
		2割 574円
		3割 861円
	(1)及び(2)以外 (260単位)	1割 260円
		2割 520円
		3割 780円

< 医師が行う場合（月 2 回） >（要介護 1～5 の方）

内容		利用者負担	
居宅療養管理指導費（Ⅰ）	(1) 単一建物居住者 1 人に対して行う場合 (515 単位)	1 割	515 円
		2 割	1,030 円
		3 割	1,545 円
	(2) 単一建物居住者 2 人以上 9 人以下に対して行う場合 (487 単位)	1 割	487 円
		2 割	974 円
		3 割	1,461 円
	(1) 及び (2) 以外 (446 単位)	1 割	446 円
		2 割	892 円
		3 割	1,338 円
居宅療養管理指導費（Ⅱ） （在宅時医学総合管理料又は施設入居時医学総合管理料を算定するもの）	(1) 単一建物居住者 1 人に対して行う場合 (299 単位)	1 割	299 円
		2 割	598 円
		3 割	897 円
	(2) 単一建物居住者 2 人以上 9 人以下に対して行う場合 (287 単位)	1 割	287 円
		2 割	574 円
		3 割	861 円
	(1) 及び (2) 以外 (260 単位)	1 割	260 円
		2 割	520 円
		3 割	780 円

4 利用料等のお支払方法

サービスを利用した翌月の 10 日～15 日の間に 1 階受付にて現金でお支払いください。

5 サービス内容に関する苦情等相談窓口

当事業所相談窓口	
窓口責任者 前原 秀紀（職種：医師）	
ご利用時間 8：30～12：00 17：30～20：00	
ご利用方法 電話（0562-44-5505）	
愛知県国民健康保険団体連合会 介護保険課内 苦情相談室	電話：052-971-4165
知多北部広域連合	電話：052-689-2263
大府市役所 高齢障がい支援課	電話：0562-45-6289
豊明市役所 長寿課	電話：0562-92-1261
刈谷市役所 長寿課	電話：0566-62-1063
知立市役所 長寿介護課	電話：0566-95-0122
東海市しあわせ村 高齢者支援課	電話：052-689-1600

6 利用者の方へのお願い

サービス利用の際は、介護保険被保険者証を提示してください。

7 その他の事項

事 項	内 容
職員研修	年 2 回以上、安全、感染等の研修を行っています。